

会報 全住協

2015
12月



不動産の公正競争規約研修会を開催

11月19日(木)に、弘済会館にて標記研修会を開催した。この研修会は、会員企業の広告並びに営業の担当者等に不動産の公正競争規約について認識を深めていただく一助として、毎年同時期に開催している。

今回は、「不動産広告のルールと違反事例」をテーマに、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会の事務局次長 佐藤友宏氏が講師として講演を行った。

広告の開始時期や制限など基本的な部分を確認すると共に、実際の違反事例や違反広告にならないための注意事項などを詳しく解説した。

「マンション分譲研究部会」活動報告

中高層委員会では、「マンション分譲研究部会」を設置し、商品企画や販売手法についての研究を行っている。各社の若手メンバーによりコンパクトマンション市場や中高齢者専用分譲マンション、地方都市での市場環境等についてこれまで3回にわたり発表を行った。また、各社の販売戦略や土地仕入状況などについて情報交換を行うなど活発に活動している。今後は、研究成果を委員会等にフィードバックしていく予定である。

宅地建物取引士法定講習を開催

11月6日(金)に、連合会館にて標記講習会を開催した。

法定講習は、取引士証の更新を希望する場合や登録後新規に交付を希望する場合(試験合格後1年以内の方は除く)に受講が必要となる。今年4月1日より「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に名称変更することを主な内容とする、改正宅地建物取引業法が施行されたことに伴い、法定講習の科目(宅地建物取引士の使命と役割)が追加され講習時間も1時間ほど延長されている。

講習当日は、会員企業からの申込者も含め約200名の受講者が、税法や判例解説などの講義に熱心に聞き入っていた。講師も「宅建士としての皆さんの役割は年々大きくなっています。今後も日々研鑽に励んでいただき、5年後にまたお会い出来るのを楽しみにしています。」とエールを送った。

次回は1月22日(金)に同会場にて開催を予定しており、現在受付中。申込み方法等は当協会ホームページ(<http://www.zenjukyo.jp/class/>)に掲載されており、申請書等もダウンロードが可能となっている。詳しくは協会ホームページ、あるいは事務局(TEL 03-3511-0611)まで。



▲改正税制の講義風景

目次

- ・トピックス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・無電柱化を推進する法案成立に向けた署名活動のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・全住協セミナー
「これからの日本、“まち・ひと・しごと”～女性たちを活躍させ、女性たちも活躍するために～」・・・ 4

- ・明海大学がインターンシップ報告会を開催・・・ 8
- ・住宅ローンアドバイザー養成講座募集のご案内・・・ 9
- ・会員紹介「私が社長です。」(株)FTS)・・・ 10
- ・協会だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

無電柱化を推進する法案成立に向けた署名活動のお願い

電柱は人々の安全な通行の支障となるとともに、震災等の発生時には倒壊した電柱が、避難路を塞ぎ、救助・救援の妨げとなるなど防災の観点からも大きな障害となっています。

欧米やアジアの主要都市と比較しても、東京を始めとする日本の都市の無電柱化率は著しく低い状況にあります。無電柱化の推進は、地域住民、地方自治体、企業・団体など国民のあらゆる階層が参加する運動として取り組むべきプロジェクトです。

昨年、当協会は無電柱化研究会を設置し、無電柱化の必要性・推進方法等について検討を重ね、関係方面へ提言を行ってまいりました。幸い、自由民主党では災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図ることを目的とした「無電柱化の推進に関する法律案」を議員立法としてまとめ、各党への呼びかけを行っていますが、未だ成立には至っておりません。

早期の法案成立が望まれる中、当協会は、去る10月1日に開催した理事会において、法案の早期成立に向け力強く支援するため署名活動を実施することといたしました。

つきましては、会員の皆様方には上記趣旨についてご理解をいただくとともに、貴社社員並びに広く一般の方にもご協力のお声掛けをいた

だき、下記要領により周知・回収等についてお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

ご協力いただける場合には、下記の当協会ホームページより署名用紙をダウンロードいただくか、事務局までご連絡ください。

1. 提出期限

当面年内とし、期限後も随時受け付けます。

2. 署名方法

署名用紙に必ずご本人が署名してください。本人が署名できれば年齢は不問ですので、ご家族・お知合い等にもお声掛けいただき、ご協力をお願いします。

3. 提出方法

署名いただいた用紙(コピーは不可)を回収の都度、下記までご郵送ください。

(FAX、E-mailは不可)

〒102-0083

東京都千代田区麹町5-3 麹町中田ビル

一般社団法人 全国住宅産業協会 宛

4. 問合せ先

事務局(TEL 03-3511-0611)までお願いいたします。

[URL] <http://www.zenjukyo.jp/member/data/151030mudenntyuka.pdf>

《国民の防災・安全の確保を図るため無電柱化を推進する法律の早期成立を!!》

- 電柱は、いたましい通学児童の交通事故など人々の安全な通行を妨げるとともに、とりわけ阪神・淡路、東日本大震災で経験しましたように倒壊した電柱は、避難路を塞ぎ救助、救援の妨げとなっています。
- 世界の主要都市の無電柱化率は、ロンドン・パリ・香港は100%、ニューヨーク83%、シンガポール93%です。一方日本では、東京23区7%、大阪市5%、京都市2%と著しく低い状況にあります。
- 無電柱化の推進は、地域住民、地方自治体、企業・団体など国民のあらゆる階層が参加する運動として取り組むべきプロジェクトです。

- 無電柱化の推進により、安全で快適な魅力ある生活環境を実現するため、法律の早期成立が望まれます。何とぞ趣旨をご理解賜り、ご署名をお願い申し上げます。

「これからの日本、“まち・ひと・しごと” ～女性たちを活躍させ、女性たちも活躍するために～」

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長 伊藤 明子 氏
第3回住生活女性会議フォーラムの基調講演をご紹介します。

少子高齢社会と地方創生

住生活と女性とは大きな関わり合いがありますので、まさにここにいらっしゃる皆様のご活躍が地域の活性化そのものにつながります。本日はそういったお話をさせていただければと思います。

まず、最初に増田寛也日本創成会議座長が「地方消滅」という本を2014年に出版して世間に衝撃を与えました。2010年から2040年にかけて20～39歳の女性が半分以下になると人口が再生産されないものですから消滅可能性があるとして、全国の自治体名を挙げ大騒ぎになりました。つまり、人口調節とか地方創生のカギを握るのは女性であり、女性がどこを選んで住むかということが消滅自治体でないかどうかの大きな分かれ目になります。

また、生産年齢人口の減少で高齢者や女性などの潜在的な労働力にもっと活躍してもらおうという話も出てきていますから、地方創生・地域経済活性化と女性活躍は、関係がないように見えて極めて近いテーマであるわけです。

人口が減少するということは需要・市場の縮小につながります。今すでに建設業で人手不足



▲伊藤明子氏

が起きていますが、需要はまだあるのに仕事を受けられないということで、どんどん事業が縮小していく可能性が高くなります。当面は少子高齢化、とりわけ高齢化が問題になります。

また、日本では地域格差が存在します。昔は三大都市圏と言っていましたが、現在では東京とそれ以外の地域という状況に変化してきています。とにかく東京圏への人口流入が進んでいる問題があり、過密と地方の過疎が極端に大きくなっています。地方では平均より高い出生率を維持していても、最終的に人が出て行って人口が減り、東京では人口流入が続くものの超少子化で人口減少が起きるので、何とか地方の魅力を高めて居住してもらおうと言うのが、まち・ひと・しごと創生本部の主要課題になります。

地域特性を考慮した地域課題の解決を図るということで、仕事をつくる、地方へ人が行くようにする、少子化対策、地域づくりのための総合戦略策定を各都道府県や市区町村に努力義務としてかけています。現在策定が進められていますので、出来上がりましたら皆様が事業を展開されている地域の総合戦略をご覧くださいと、ビジネスの参考にしていただけたらと思います。



女性の就業環境と地域特性

日本の世帯数は2020年にピークを迎えますが、既にピークを迎えている地域もあります。2025年には団塊世代が75歳以上を迎え、高齢者の要介護率の上昇などが懸念されています。2040年には全ての都道府県で人口減少が起きると言われており、政府としては何とか2060年時点で人口1億人を維持したいと様々な政策に取り組もうとしています。

団塊ジュニアは人数が多いし、ひとがんばりするかなという感じがあったわけですが、第3次ベビーブームは起きず少子化が決定的になり、先程の地方消滅可能性がより顕著になってきたというわけです。出産適齢期の女性人口は明らかに減少していますので、合計特殊出生率が上がった下がったと騒いでも、ベースになる女性の数は急には増えませんから、出生数自体は減らざるを得ません。

しかし、女性にはある程度頑張ってもらわねばなりません。就業という点から見ると、いわゆる女性の年齢別労働力率のM字カーブの問題が挙げられます。資料1のとおり、就業希望者数が約300万人いるとしたら、その人達が働き

やすくすることが課題になります。我が国のM字カーブは徐々に上がって、共働き社会になってきていますが、未だ働きたいけれど働けないという女性が多い状況は改善しなければなりません。また、我が国の場合、就業者数に占める管理的職業従事者の女性割合が極めて低いため、働き方や働き方の質の問題があると考えられます。

他方で、女性の有業率は地域によって全く異なります。一番高いのは福井県で、最も低いのが奈良県です。一般的には日本海側で共働き率が高く、大都市近郊などは通勤時間がそれなりにかかることや、世帯収入が高いこともあり、女性の有業率は低下する傾向があります。これには、保育施設の不足など都市部ほど子育て環境が厳しい背景もあります。

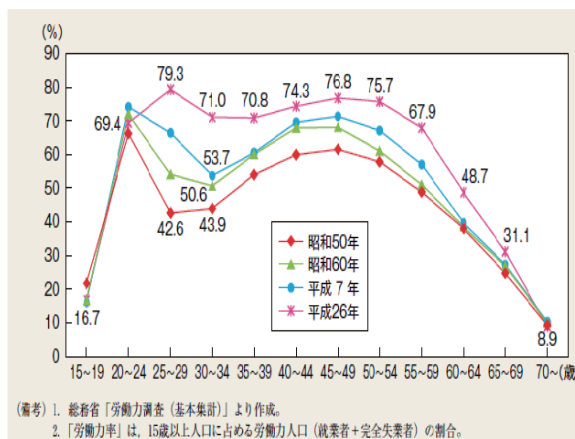
また、別の資料2を見ると、どこの地域で女性が出世する傾向があるかが分かります。日本海側ではものすごく共働きが多いのに対し、女性が出世しにくい状況にあるようです。最も出世するのは高知県で、徳島県や熊本県なども比較的高くなっています。福井県は子育て環境を非常に整備していますが、女性が社会的にあまり評価される環境にないのではとも推測されま

資料1

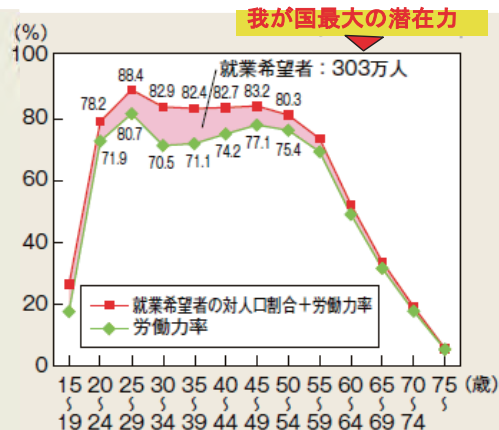
女性の年齢別労働力率

日本では、女性の年齢階級別労働力率がM字カーブを描くが、就業希望者等を加えた潜在的労働力は高い。

女性の年齢階級別労働力率の推移



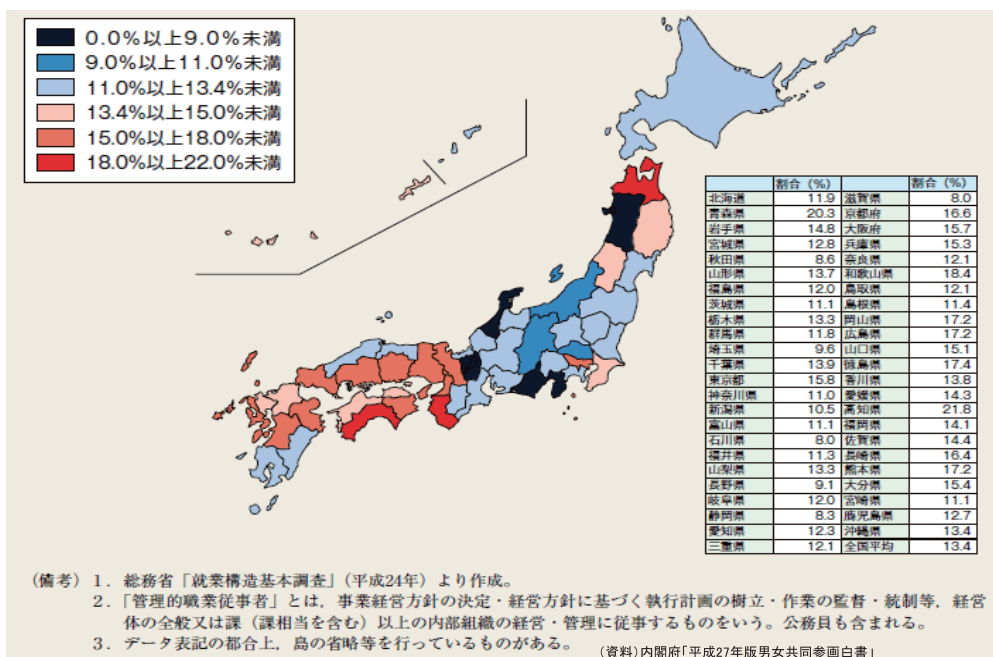
女性の年齢別労働力率の現状



(資料)内閣府「平成27年版男女共同参画白書」

資料2

管理的職業従事者に占める女性割合(都道府県別、平成24年)



す。女性が働いたり、住むのを嫌がられると、地方創生を進める自治体としては困りますよね。

現金給与総額と物価の地域差、通勤時間や家の広さ、労働時間の長さなども併せて考えると、現状では地域により働き方文化のようなものがあると感じられます。

地方創生策と不動産業

政策を具体的に見ていきますと、しごと・ひと・まち創生の各分野に分けられ、資料3のようになります。

まちの創生については、一番大きいのはコンパクト化と周辺地域のネットワーク化です。市街地が広いままではインフラの維持管理費が膨大になりますし、高齢者の方が街中に積極的に出てきて人と交流することで健康を維持できるような、また外出したくなるような魅力的な街づくりが求められています。

有名な例として富山県富山市が挙げられます。路面電車の駅やバス停から一定の距離に住宅を購入する場合には補助金を出して、公共交

通沿線への居住推進を図っています。また、教育モデル校を市街地に設け、人の流れを誘導するなど団子状に拠点に人が集まるよう工夫しています。公共交通を利用することで店舗の滞館時間が延びて顧客単価が上がるという話も聞きますし、高齢者が外に出やすくなることで介護予防効果があるのではないかと期待されています。

歩いて暮らせるまちづくりという観点で不動産業界が何かできるところはあるかも知れません。

次に、大都市圏における安心な暮らしの確保としては、団地の問題が挙げられます。現在、柏豊四季団地では柏市と東大とURが協定を結んで高齢者住宅や介護施設を設け、地域の医療介護の拠点として整備が進められています。東京周辺にあるURの団地や公共の土地も有効利用していかなければなりません。また、自宅を残したまま介護施設を利用している高齢者も多いですので、賃貸や住宅の売買など皆様のビジネスとしてつながってきたいと思います。

既存ストックの活用、これは空き家を含めてです。地方では小学校の廃校が増えており、そ

資料3

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」平成26年12月27日閣議決定資料より抜粋

Ⅲ. 今後の施策の方向
2. 政策パッケージ

＜しごとの創生＞

【基本目標】

○地方のしごとをつくり、安心して働けるようにする

①地域産業の競争力強化(業種横断的取組)

- ◆包括的創業支援、中核企業支援、対内直接促進、金融と一体となった支援

②個別産業の強化

- ◆サービス産業の活性化・付加価値向上
- ◆農林水産業の成長産業化
- ◆観光の振興、地域資源の活用

③地方への人材還流システムの構築

- ◆地域しごと支援センターの整備・稼働
- ◆「プロフェッショナル人材」の地方還流

＜ひとの創生(1)＞

【基本目標】

○地方への新しいひとの流れをつくる

①地方移住の推進

- ◆「移住・交流情報ガーデン」の開設、移住情報提供システム整備
- ◆「地方居住推進国民会議」設置(地方居住(二地域居住を含む)の推進)
- ◆「日本版CCRC」の検討、普及

②地方移転

- ◆企業等の地方拠点強化
- ◆政府関係機関の地方移転

③地方大学等創生5か年戦略

＜ひとの創生(2)＞

【基本目標】

○若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

①若者雇用対策の推進、正社員実現加速プロジェクトの推進

②結婚・妊娠・出産・子育て支援

- ◆「子育て世代包括支援センター」の整備
- ◆子ども・子育て支援新制度の施行、多子世帯、三世帯同居・近居支援

③仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(「働き方」改革)

- ◆育児休業の拡充、長時間労働の是正、企業の先進的取組の支援等

＜まちの創生＞

【基本目標】

○時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

①「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成支援

②地方都市における経済・生活圏の形成(地域連携)

- ◆都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成
- ◆「連携中核都市圏」の形成、定住自立圏の形成促進

③大都市圏における安心な暮らしの確保

④既存ストックのマネジメント強化

の施設の転用などが進められています。実際、集落活動センターや合宿所として活用する事例も出てきています。また、北九州市では空き店

舗をインキュベーターとして礼金敷金無しで貸出し、成功したら卒業というような試みも行っています。公共団体だけで色々なことを発想できるかという、なかなかノウハウがないので、皆様に様々なご提案をしていただければと思います。

最後に

少子高齢化の話は世界的にもあまり類のない話です。日本のほかに人口が増加して減少するという例はなく、アジアの中でもシンガポールや台湾等は経済が急成長していますが、我が国よりも短期間でこれから少子化・高齢化を迎えることになります。都市化と高齢化が同時に起きるわけです。我が国の少子高齢化対策が上手くいくと色々な国の人達が真似をすることができます。

日本の場合、2020年には攻めと同時に守りの両方をやらなければなりません。例えばストック環境はある意味で言うと守りかも知れないし、ある意味で言うと攻めかも知れません。コンパクト化は撤退合戦ですが、そのことによってできるビジネスも当然あるわけです。

地域によって違うという話をしましたが、ぜひそれぞれがビジネスをやりたい所にどんな特徴があるかを見ていただきたいと思います。その時にデータを見ていただくと、意外とこんな状況だったということが分かりますので、議論していただきたいと思います。今まであまり発言をしてこなかった女性陣を含め色々な人達に参画していただきたいと思います。今までの既成概念では今後駄目かも知れないというところがあります。最初に申し上げたとおり、地方創生の話を決めるのは女性です。女性の働き方、どこに住むか、ぜひそういう観点から色々な発見をしていただき、またご活躍いただければと思います。

(文責 編集部)

明海大学がインターンシップ報告会を開催

当協会は明海大学との「不動産学」の教育・研究に関する協定の一環として、会員企業のご協力のもと、インターンシップの受入れを積極的に行っており、去る10月20日と22日に同大学にてこの夏に実施されたインターンシップの報告会が開催された。

明海大学では、学生が実際の職業実務に触れることを通じて高い職業意識を身につけるとともに、自分の適性に合った職業について考える機会を提供することを目的として、1994年からインターンシップ事業を行っている。2012年春季からは不動産学部が実施主体となって学生を派遣するインターンシップを新設し、不動産学部生の職業観育成並びに派遣後の就学への意欲のさらなる強化を目指し、春季は2月～3月、夏季は8月～9月に実施している。

今夏のインターンシップでは、15社に18名が派遣され、うち全住協では会員7社が9名の学生を受け入れた。報告会は18名全員が出席し、一人ずつインターンシップに参加した理由、実際に経験した内容等について報告し、その都度指導教員と質疑応答を行う形式で進められた。

当協会会員企業へのインターンシップに参加した学生の報告(要約)は以下のとおり。

- ・アポ無しの業者訪問を多く経験し、「伝える力」の重要性を感じた。実際に不動産業に携わることができ良い経験になった。(3年生男子)
- ・レイズを使用したり、お客様の物件案内の補助など営業的なこともさせていただいた。社員の方がのびのび仕事をしているのが印象的だった。就職活動の際には、社風なども選択肢の一つに考えたい。(3年生男子)
- ・商品となる物件の見学や事務作業の補助など



▲報告会に参加した学生の皆さん



▲質疑応答の様子

も経験した。社会人になってからはもっと自主性を持ち、責任を持って仕事に取り組んでいきたい。(3年生女子)

- ・自社管理物件の設備見学など、大学ではできない貴重な経験ができた。最終日には他大学の学生も交え模擬理事会を行い、管理物件の課題など自分なりに考えて社員の方の前で発表した。「分かりやすく伝える力」をもっと磨きたい。(3年生男子)
- ・「自社の強みを端的に表現する」をテーマに、会社の工場や施設、モデルハウスなどを見学し、最後に役員や社員の方の前で発表して意見をいただいた。今後は様々な業界や企業のインターンシップに参加し、見識を深めたい。(3年生男子)
- ・各部署の見学や支店会議にも参加させてもらい、会議の流れの早さに驚いた。営業は派手なイメージを持っていたが、物件の確認作業など地道な事前準備が大切であると学んだ。(3年生男子)

最後に、担当の本間准教授は「インターンシップは、大学の授業では学べない『実社会からの学び』を大きなねらいとしており、この数か月間で皆さんの顔つきが変わったように感じる。これからの就職活動にもぜひ役立ててほしい」と締めくくった。

住宅ローンアドバイザー養成講座募集のご案内

(一財)住宅金融普及協会では、下記のとおり住宅ローンアドバイザー養成講座を開催します。

住宅ローンアドバイザーについて

多様な金融機関から様々な住宅ローン商品が提供されているなかで、住宅ローンを検討されるお客様が最適な住宅ローンを選ぶことが難しくなっています。住宅ローンアドバイザーは、消費者保護や説明責任を果たし、住宅ローンについての正確な商品知識、リスク、情報などをアドバイスする資格者です。

資格登録のメリット

- ◎「住宅金融普及協会住宅ローンアドバイザー登録証」(カード型)が交付されます。
- ◎「住宅金融普及協会住宅ローンアドバイザー」の名称が使用できます。
- ◎登録者の皆様に必要な情報満載の「登録者マイページ」をご利用いただけます。
 - ・住宅ローンアドバイザー通信
 - ・住宅ローンシミュレーション「ローン計算の鉄人」
 - ・住宅コラム
 - ・「住宅ローンアドバイザー養成講座」映像配信 など
- ◎住宅ローンアドバイザー向けセミナーに参加することができます。
- ◎ご希望により、「住宅ローンアドバイザー登録者検索サービス」サイトに氏名、連絡先等を掲載できます。
- ◎割引価格にて、住宅金融普及協会発行の「ポケット住宅データ」の購入、「住宅問題調査会」への加入ができます。

募集要項

- [申込期間] 平成28年1月15日(金)まで
- [開催会場] 全国43会場。
- 専用サイト (<https://www.loan-adviser.jp/>)
でご確認ください。

[受講コース]

Aコース

Web対応パソコンで「基礎編」「応用編」の映像講義を受講し、会場で「応用編」効果測定を受験。

基礎編(Web講習) 270分 効果測定
11/16(月)～「応用編」効果測定受験日



応用編(Web講習) 250分
11/16(月)～「応用編」効果測定受験日



「応用編」効果測定開催日
2/16(火)、2/18(木) 16:00～17:00
2/20(土) 10:00～11:00

Bコース

会場で「基礎編」「応用編」のDVD講義を受講。

基礎編(会場DVD講習) 10:00～17:00
火曜日クラス 2/2 効果測定
木曜日クラス 2/4



応用編(会場DVD講習) 10:00～17:00
火曜日クラス 2/16 効果測定
木曜日クラス 2/18

[受講料・登録料]

受講料	Aコース	21,600円
	Bコース	25,920円
登録料		10,800円
登録更新料		10,800円(3年ごと)

問合せ等

(一財)住宅金融普及協会
住宅ローンアドバイザー課
TEL 03-3260-7346
専用サイト <https://www.loan-adviser.jp/>

会員紹介

「私 が 社 長 で す。」

会員各社の代表者を順次ご紹介しております。

(株)FTS
代表取締役

船山 敬太
(ふなやま けいた)



〔代表者〕

生年月日 昭和56年1月25日

出身地 神奈川県横浜市

趣味 麻雀

〔会社〕

住 所 〒104-0045
東京都中央区築地1-9-11

電 話 03-6272-5153

会社設立 平成19年6月

資本金 1,000万円

主 業 務 中古不動産売買
売 上 6億5,000万円
(平成27年3月期)

所 属 本部
所属委員会 政策委員会

会社概要

主に、古く傷んだ建物が付いた土地の売買を行っております。

トップから一言

一都三県エリアのみですが、他社が買い取れない様な物件も積極的に手がけていますので、よろしくお願いします。

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について

国土交通省担当部局より周知依頼がありました。

国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「法」という。)第23条において、一定面積以上の土地について土地売買等の契約を締結した場合には、権利取得者は、契約締結後2週間以内に、市町村の長を経由して都道府県知事又は指定都市の長に対し利用目的、取引価格等を届け出なければならないこととされています。(以下「事後届出制」という。)

事後届出制は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図り、かつ、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するために必要な制度であり、権利取得者の手続負担の軽減と土地取引の円滑化を勘案し、必要最小限の措置となっています。

しかしながら、一部の宅地建物取引業者の中には、届出が必要な土地取引について届出がなされていないなど、本制度の趣旨が必ずしも徹底されていない場合が見受けられます。このような無届の取引により法第47条第1号

の罰則規定が適用された場合には、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第1項第3号又は第3項に基づく国土交通大臣又は都道府県知事による指示、同条第2項第1号の2又は第4項第1号に基づく国土交通大臣又は都道府県知事による業務の停止の対象となり得ます。

については、本制度の趣旨を御理解の上、貴団体加盟業者に対して、業務に際しての法令の遵守や事後届出制の国民への周知について、徹底願います。

また、本制度は、宅地建物取引業法第35条第1項第2号に規定するその他の法令に基づく制限として、宅地建物取引業者が自ら土地を売却する場合の売主業者として又は土地取引の媒介を行う場合の媒介業者として説明が義務付けられている重要事項に該当する制度であることについても、併せて周知徹底をお願いします。

協会だより

委員会開催状況

[流通委員会]

日 時 平成27年11月10日(火)

12:00~14:00

場 所 弘済会館

議 事 「フラット35利用状況から見る中古市場の動向について」の講演並びに、不動産流通諸制度の状況(民法改正に対応した不動産取引に係る契約書等に関する検討会における論点ほか)について説明を行った。

社名変更

旧 社 名 株式会社第一ハウス

新 社 名 株式会社第一リアルティ

住所変更

会 社 名 エスクローファイナンス株式会社

新 住 所 〒104-0061 東京都中央区銀座
1-13-1 ヒューリック銀座一丁目ビル4階

T E L 03-6869-6538

F A X 03-6869-8226

会 社 名 ファイベックス株式会社

新 住 所 〒162-0845 東京都新宿区市谷本
村町1-1 住友市ヶ谷ビル7階

T E L 03-5579-8291

F A X 03-5579-8292

代表者変更

会 社 名 株式会社インペリアル・コミュニティ

新代表者 野嶋 克己

全住協ゴルフコンペ

全住協ゴルフ同好会は、平成27年11月4日(水)に東京ゴルフ倶楽部にて第76回全住協ゴルフコンペを開催し、田中周至氏(株ニッテイホールディングス)が優勝した。



業務日誌

10月23日(金)	・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山副会長ほかが出席。 (ホテルメトロポリタンエドモンド)
11月4日(水)	・第76回全住協ゴルフコンペを開催。(東京ゴルフ倶楽部)
6日(金)	・宅地建物取引士法定講習を開催。(連合会館)
9日(月)	・(公財)東日本不動産流通機構正副理事長会に神山会長、牧山副会長が出席。 (泉ガーデンタワー)
10日(火)	・流通委員会を開催。(弘済会館)
12日(木)	・(公社)東京都宅地建物取引業協会新宿区支部「創立50周年記念式典」に神山会長が出席。 (パークハイアット東京)
	・石原伸晃衆議院議員「勤続25年感謝の集い」に神山会長が出席。(京王プラザホテル)
13日(金)	・東京都不動産のれん会「満55周年特別例会講演会」に神山会長が出席。(八芳園)
19日(木)	・不動産の公正競争規約研修会を開催。(弘済会館)

会報 全住協 通巻33号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(平成27年12月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の12社が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名(順不同)

- ・全保連(株)
- ・(有)シー・ブリッジ
- ・(株)週刊住宅新聞社
- ・e-Net少額短期保険(株)
- ・(株)トルネックス
- ・アットホーム(株)
- ・あいおいニッセイ同和損害保険(株)
- ・アクアクララ(株)
- ・エース21グループ(株)
- ・(株)一貫堂
- ・ソフトバンク(株)
- ・日本ポリプロ(株)

取扱商品

- 賃料保証システム
- 不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用
- 宅建受験対策書籍
- 賃貸住宅の少額短期保険
- エマージェンシートイレキット、エマージェンシーボディキット
- 名入れノベルティ防災セット
- 宅地建物取引業者向け賠償責任保険
- 宅配水サービスの「はじめてセット」
- 全自動消火装置「ケスジャン」
- 簡単チラシ印刷、簡単名刺印刷 on WEB、RE-cycle Computer
- 法人向けモバイル通信サービス
- 我が家の防災ファイル

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

一般社団法人 北海道住宅都市開発協会 〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
一般社団法人 秋田県住宅地協会 〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
一般社団法人 信越住宅産業協会 〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551
一般社団法人 富山県住宅地協会 〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
一般社団法人 北陸住宅地経営協会 〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011
一般社団法人 静岡県都市開発協会 〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
一般社団法人 東海住宅産業協会 〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
一般社団法人 中京住宅産業協会 〒460-0007	愛知県名古屋市中区新栄2-1-9 FLEX14F	TEL.052-261-8961 FAX.052-251-3755
一般社団法人 関西住宅産業協会 〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F	TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766
一般社団法人 岡山県住宅地供給協会 〒700-0901	岡山県岡山市北区本町4-18 コア本町3F	TEL.086-231-0990 FAX.086-225-1904
一般社団法人 広島県住宅産業協会 〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
一般社団法人 四国住宅地経営協会 〒760-0018	香川県高松市天神前9-5	TEL.087-861-9335 FAX.087-861-9335
一般社団法人 九州住宅建設産業協会 〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
一般社団法人 九州分譲住宅協会 〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
一般社団法人 鹿児島県住宅地産業協会 〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南都元町14-9	TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122
一般社団法人 沖縄住宅産業協会 〒900-0032	沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410

支部

北海道支部 〒063-0836	北海道札幌市西区発寒16条12-1-1	TEL.011-664-8662 FAX.011-664-8662
東北支部 〒981-3414	宮城県黒川郡大和町鶴巣太田字町田24-5	TEL.022-347-7251 FAX.022-347-7252
北陸支部 〒922-0242	石川県加賀市山代温泉29戊54	TEL.0761-77-8866 FAX.0761-77-8869
関西支部 〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
中国支部 〒730-0013	広島県広島市中区八丁堀6-16 第一東亜ビル3F	TEL.082-228-5002 FAX.082-228-5068

特別会員

一般社団法人 リノベーション住宅推進協議会 / 全国賃貸管理ビジネス協会 / 首都圏中高層住宅協会

本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <http://www.zenjukyo.jp/>



一般社団法人

全国住宅産業協会

